

愛の泉 丘小学校

いじめ防止基本方針



富士市立丘小学校

「いじめは 絶対に 許さない！」

—いじめとは—

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

現在、子どもを取り巻く環境は、決して健全であるとは言えない。子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりという大人の行為。大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント。それらを目の当たりにする子どもたちにとって、よからぬ影響を与えることは言うまでもない。それが子どもの生き方のお手本にもなり得る恐れもある。このような環境のもと、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案がやまないことは遺憾なことである。

いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、家庭、地域や関係機関の力を積極的に取り込みながら、学校が組織的に一丸となって対応していくことが必要である。

いじめはどの学校でも、起こりうる。どの子もいじめの被害者となり、また、どの子もいじめの加害者となり得る。このことを職員、そして子どもを取り囲む私たち大人一人一人が改めて認識し、「いじめは絶対に許さない。」との意識を子どもと共に、強く持っていきたい。そして、学校の内外においていじめの根絶、いじめ0の実現を目指し、子どもが安心して学習やその他の活動に取り組むことができるようにするため、ここにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

目 次

「いじめは絶対に許さない！」

第 1 いじめの防止等の基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 基本的な考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめに対する早期対応
 - (4) 家庭・地域との連携
 - (5) 関係機関との連携について

第 2 いじめの防止等のための対策

- 1 組織の設置
- 2 いじめの防止等のための対策
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめに対する早期対応
- 3 重大事態への対処
 - (1) 重大事態についての調査
 - (2) 調査結果の提供と報告について
 - (3) 各対応について

第1 いじめの防止等の基本的な考え方

いじめはすべての児童に関係する問題である。すべての児童が安心して学習や様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにしなければならない。すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを児童が十分に理解できるようにしなければならない。

そして、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域、関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して取り組んでいく。

1 いじめの定義

いじめとは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

一つ一つの行為がいじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

また、いじめには様々な現れがあり、いじめであるかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」を限定して捉えないようにすることが必要である。いじめられていても、本人がそれを否定したり、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることより、児童の表情や様子、周りの状況等をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、いじめ防止等の組織「いじめ対策委員会」を活用して行う。

具体的ないじめの表れとして以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

けんかは除くが外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

また、インターネット上で悪口を描かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、まだ心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導については適切な対応が必要である。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも起こりうるものである。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査では、仲間はずれや無視・陰口などの「暴力を伴わないいじめ」については、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度であった。更に、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入替わり被害や加害を経験しているという調査結果もある。

しかし、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命または身体に重大な危険を生じさせる。

加えていじめの加害者・被害者という二者関係だけでなく、学級やグループなどの所属集団において、規律が守れなかったり、問題を隠したりするような雰囲気や、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする子や、周辺で見て見ぬふりをして関わらずに暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめは絶対に許さない」という雰囲気ができるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止 ～豊かな心を育む～

いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうるのだということを踏まえると、いじめの根絶のためには、すべての子どもを対象としたいじめを未然に防止する取り組みを行うことが最も重要である。

いじめを未然に防止するためには、いじめが起こりにくい、心の通い合う温かな人間関係を作り上げていくことが求められます。子どもたちはこの学齢期において、学校や家庭、地域での様々な集団において、ありのままの自分を受け止めてくれるような関わり合いの中で、自分だけでなく、他者の理解をも深め、よりよい人間関係を作り上げることができる。そのため、学校の教育活動全体を通じ、子どもには「いじめは絶対に許さない。」という共通意識をもつように促しながら、道徳心や、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養うなど、子どもたちの豊かな心を育てていくことが必要である。

また、「地域の子どもは地域で育てる。」という考えのもと、学校だけでなく、家庭、地域と、社会が総がかりで一体となっていじめの未然防止に取り組むことが、いじめのない社会づくりにつながる。

まず、学校の取り組みの一つとしては、全ての子どもたちが自己有用感や充実感を感じられ、安心して過ごせる授業や学校生活づくりが必要である。

子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢をもち、子どもとの信頼関係を作り上げていくことが、子どもが自分を大切に思う気持ち(自尊感情)を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支える。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していく。

そのために、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努める。学級活動や道徳の時間などを活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を設定し、自分たちの問題を自分たちで解決していくような主体的、自治的な集団を育てていく。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要である。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるように努めていくことが大切である。

地域では、きまりを守ろうとする意識(規範意識)や互いを尊重する感覚(人権感覚)を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時には厳しく見守っていくことが大切である。

(2) いじめの早期発見　　－いじめはどの子どもにも起こりうる－

いじめは、どこでも、だれにでも起こりうる。いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが必要である。学校、家庭、地域が連携・協力して子どもの健やかな成長を見守り続け、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応しなければならない。

いじめは、大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめのサインはいじめを受けている子どもからも、いじめている子どもからも出ている。周りの大人が常に子どもに寄り添い、子どもたちのわずかな変化を手掛かりにいじめを見付けていきたい。

家庭では、日頃の対話や態度などから、いじめなどが疑われる子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められる。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要である。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者、地域住民からの訴えを親身に受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要がある。また、日頃か

ら定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、積極的にいじめの発見に努めていきたい。

(3) 早期対応 ーいじめられている子どもに寄りそい、組織的にー

いじめが発見された場合は、いじめられている子どもの安心安全を最優先し、学校、家庭、地域が状況に応じて連携し、速やかに対応していかなければならない。いじめられた子どもやいじめたとされる子ども、周りの子どもに事情を確認し、状況を十分に把握した上で、具体的な取り組みを確認して適切に指導するなど、組織的な対応を行う必要がある。

学校ではそのために、いじめを把握した場合の対処の在り方について、日頃から確認し、組織的な対応ができるような体制を整備しておく。

また、状況によっては警察や児童相談所、医療機関などの関係機関と連携することも必要となる場合もあり得る。

(4) 家庭・地域との連携

地域全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すためには、学校・家庭・地域との連携が必要である。学校関係者とPTA、地域の関係団体などといじめの問題について協議する機会として、丘小の教育を考える会、民生児童委員との懇談会、学校評議員会を活用するなど、いじめの問題について地域・家庭と連携した対策を推進していく。

(5) 関係機関との連携について

いじめ問題の対応において、学校・家庭・地域の連携・協力でも、十分な効果を上げることができない場合などは、市教育委員会、市子育て支援課、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関との連携が必要となる。そのため、日頃から教育委員会、子育て支援課、児童相談所等との連絡を密にした協働体制を構築していくことが大切である。

第2 いじめの防止等のための対策

本校は、いじめの防止等のため、この「丘小学校 いじめ防止基本方針」に基づき、丘小いじめ対策委員会を中核として組織的に一致協力体制を確立し、市教育委員会との連携の上、いじめの防止等のための対策を推進していく。

1 組織の設置について

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、すでに設置されている「丘小いじめ対策委員会」をいじめ防止等の中核として常設する。構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとする。そして、必要に応じて該当学級担任を加え、対応する。

本組織により、いじめの防止等の取り組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の役割の他、情報の収集と記録、共有や、いじめ等の相談・通報の窓口などの役割を担い、毎月、定期的に打ち合わせを行う。

更に、いじめ事案発生時には、緊急会議を開いて対応を協議したり、事実関係を明確にするための調査を行ったりする。

また、職員はいじめ等の些細な兆候や懸念、子どもからの訴えを抱え込まず、すべてこのいじめ対策委員会に報告・相談し、問題を共有して対応していく。

2 いじめ防止等のための対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての子どもを対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。そのため、子どもが心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や諸活動に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりが大切である。更に自尊感情を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

ア 道徳教育・人権教育の推進

- ① 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の起訴や人権感覚を養うため、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育・人権教育の充実を図ることが大切である。学級経営、各教科、特別活動等においては、道徳の全体計画や教科等の指導計画の中に、道徳教育との関連を示してあるので、計画的・発展的に道徳教育を推進していく。

また、丘小の道徳教育の重点目標「誰に対しても思いやりの心を持ち、温かい心で接する。」「自ら考え判断し、実行する。」について、重点的に指導の充実を目指す。

- ② Q-Uまたは人間関係プログラムの実施

5年生においてはQ-Uを行い、学級の人間関係の把握、改善を図る。また、

年2回、人間関係プログラム週間を設け、学級のよりよい人間関係づくりの支援をしていく。

③ 生活アンケートの実施

各学年、年4回の生活アンケートを行い、児童の実態を把握し、全児童と面接をする。問題が見つかった場合には、一人一人と面接をする時間を別に設けて詳しく話を聞くようにする。話を聞くときには他の児童に知れないように配慮する。

④ 自然体験活動の充実

各学年において、生活科や総合的な学習の時間、理科等で植物や生き物を育てたり、動物と関わったりすることを通して生き物、命を大切にしようとする心を育てる。

また、福祉施設や幼稚園・保育園等と交流したりすることで、人に対する思いやりや優しさを育む。

イ 子どもの自主的活動の場の設定

① 「いいところ見つけ」の実施（生活委員会）

友だちのよさを見つけ、互いに認め合う事ができるようにする。そのため、校内にいいところ見つけコーナーを設置し、全校児童が見られるようにする。

② 児童代表委員会における全校規模の協議

児童代表委員会において、運営委員会がいじめ問題について考える議題を設定し、全校体制で学級ごとに話し合い、それを児童代表委員会で協議することにより、子どもが主体的にいじめ問題について考え、行動していく機会をつくる。

③ 児童会によるあいさつ運動

あいさつは、人との関わりを有効にする最初の有効にする最初のコミュニケーションである。気持ちのよい元気なあいさつを学校中に広めることで、だれとでもコミュニケーションがとれるよう、心のふれあう人間関係を育てていく。

ウ 保護者や地域への啓発

保護者や児童に向けて「未来をひらくみなさんへ」等の資料を配付したり、学校便り等でいじめ問題について触れたりして、いじめ問題に関して啓発する。そして、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には直ちに学校に相談するように呼びかける。

エ いじめに関する教職員の研修

① いじめに関する校内研修

いじめ防止対策基本方針の確認、共通理解を図る研修、及び、スクールカウンセ

ラーを講師とした研修を実施する。

② 聴いて、考えて、関わり合い、高め合う授業

授業研究を通して聴き合い、関わり合う中で友達の意見を大切にしたり、自分の発言に自信をもったりしながら、人を思いやる気持ちや自尊感情を高めていくような授業づくり、授業改善を行っていく。

(2) いじめの早期発見

ア 子どもの実態把握

① 日常の学校生活の観察

学級担任だけでなく、教師集団全員で行う。保護者や地域の方々からも情報収集が必要である。そのための依頼もしていく。そのためには意識的に信頼関係づくりを行っていく。

② アンケートの実施

いじめは、固定した人間関係の中でのみ起こるものではなく、変動することから生活アンケートを年4回実施する。いじめに関する質問と携帯・スマートフォン、インターネットに関する質問を盛り込み、実態把握をして対策に生かす。

③ 相談体制の整備

生活アンケートを実施後、結果を基にして、全児童を対象にした教育相談を担当が実施する。更に、困ったときや気になることがある時には、担任はもちろん、学年の職員、他学年の職員、養護教諭、校長・教頭に加え、スクールカウンセラーにも相談できることを周知し、いじめを訴えやすくする。

(3) いじめに対する早期対応

① いじめの情報を受けた場合は、直ちにいじめ対策委員会を開く

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的な対応を図る。

② いじめ対策委員会が中心となり、いじめ対応イメージを共有し、組織的に対応する

a 情報を集める

いじめに関する情報をいじめられた児童、いじめたとされる児童、周りの児童や保護者、地域の方等より事情を聞き取り、十分に状況を確認する。

b 指導・支援体制を組む

いじめ対策委員会において具体的な取り組みを協議・確認し、組織的に適切

な指導・対応ができるように、対応イメージを全職員で共有する。

c 子どもへの支援・指導を行う。同時に、保護者と連携する

いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、再発を防止するように、組織的な対応を行う。いじめを受けた子どもとその保護者に対する指導や支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導と助言を行うが、そのときだけでなく、継続的に行っていくことが必要である。

また、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門家の協力を得て関係機関と連携した指導、支援や助言を行う事も大切である。

③ いじめられた児童への配慮やいじめた児童への処置

まず、いじめを受けた子どもの安全・安心を確保、保証することが第一である。いじめを受けた子どもが安心して生活し、学習に臨めるように対応しなければならない。

また、いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることのないように、両保護者と情報を共有するなど、必要な措置をとる必要がある。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められたときは、警察と連携した対応も必要である。特に、子どもの生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は直ちに警察へ通報し、適切な援助を求めることが必要となる。

3 重大事態への対処

次のような事態の場合

① いじめにより子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

② いじめにより子どもが相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

(相当の期間については、不登校の調査における定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、子どもが一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査に着手する必要がある。)

③ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(1) 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会の指示に

従い、調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつまたはいつ頃から、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもの人間関係にどのような問題があったか、学校がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査し、因果関係の特定を急ぐべきではないことに注意する必要がある。

いじめられた子どもからは十分に詳しく聞き取るとともに、在籍児童、教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。その際は、質問紙の使用にあたり、個別の事案が広く明らかになり、いじめられた子どもの学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど、いじめられた子どもや情報を提供してくれた子どもを守ることを最優先とした調査としなければならない。

また、調査による事実関係を確認するとともに、いじめを行った子どもへの指導を行い、いじめ行為をやめさせることが必要である。

いじめられた子どもに対しては、聞き取った事情や心情から、いじめられた子どもの状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援などをすることが必要である。

あつてはならないことだが、子どもの自殺という事態が起こった場合は、その背景調査を実施することが必要である。死亡した子どもが置かれている状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に他の子どもへのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。詳しい調査を行うにあたり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成など、調査のおおむねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

その調査においては亡くなった子どもの尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行う事が必要である。背景調査にあつては、遺族がその子どもについて、最も身近に知り、また、その調査について切実な信条を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。他の子どもやその保護者に対してもできる限りの配慮と説明を行わなければならない。

(2) 調査結果の提供と報告について

学校は、いじめを受けた子どもやその保護者に対しては、事実関係などその他の必要な情報を提供する責任がある。調査により、いじめがいつ、だれから行われ、どのような様態であったか、学校がそれまでどのように対応したかについて、調査により明らかになった事実関係をいじめを受けた子どもやその保護者に対して説明する。

情報の提供にあつては、他の子どものプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

また、この調査結果に関しては、市教委は市長へ報告する

(3) 各対応について

校内危機管理チーム会議・いじめ対策委員会の開会

a 児童対応（担当：生徒指導主任）

- ・臨時全校集会等の開催
- ・心のケア

b 保護者対応（担当：教頭）

- ・臨時保護者会の開催

c 報道機関対応（担当：教頭）

報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が得られていない場合も、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意する。

また、自殺については、亡くなった子どもの尊厳の保持や、自殺の連鎖の可能性なども踏まえ、報道のあり方に特別な注意が必要である。

d 警察対応（担当：教頭）

e CRT の要請

【いじめ対応の共通理解】

- 1 いかなる場合でも、いじめの被害者の児童生徒を全面的に守る。
- 2 いじめ被害の児童生徒が何らかの問題(生徒指導上、あるいは精神的問題)を抱えている場合でも、被害児童生徒の訴えに耳を傾け誠実に対応する。
(例) 被害生徒が借りたものを返さないところからいじめが始まったケース
→それでも被害生徒を守る。借り物の返却はいじめ対応とは別の指導を行う。
- 3 被害児童生徒のいじめの訴えが被害妄想的であっても、被害児童生徒の訴えをまず誠実に聞き対応することで、被害児童生徒本人や家族とのトラブルを避けられる。
- 4 その他、被害児童生徒がいじめにつながりやすい要因(弱点)をもっていることがあるが、それを理由にいじめ指導を躊躇することがあってはならない。
(特別支援を要する児童生徒に起こりやすい)
- 5 加害児童生徒からの仕返しや報復を恐れて教員に相談しない場合が多いので、被害児童生徒を仕返しや報復から絶対守りぬくということを教員集団として決意し、日頃から児童生徒たちに伝えておく。
- 6 実際のいじめの相談や指導において、徹底して被害児童生徒への仕返しや報復から守り抜く。
- 7 被害児童生徒を安心させるため、教員の連絡先を伝え、いつでもどこでも仕返しや報復から守り抜く決意を伝える。
- 8 加害児童生徒への指導は、仕返しまで予測して注意し、教員側が断固として被害児童生徒を守り抜く決意を加害者側にも示す。
- 9 被害者も加害者も保護者にとってはかけがえのない子どもであるので、指導方法と連絡については、十分な配慮をする。
- 10 加害児童生徒も何らかの心理的問題を抱えていることがあるので、毅然とした指導の後、教員の役割分担の中で言い分も聴き、フォローしていく。
- 11 被害児童生徒が、事態の悪化や報復を恐れ加害児童生徒への直接の指導を嫌がる場合、他の方法を考え、速やかに実行する。
(例)
①偶然、現場に教員が通りかかったフリをし、指導することで、被害者が告げ口したといわれる事態を防止できる。
②教育相談や何らかの形で加害生徒と話すきっかけをもち、いじめてしまう状況を改善していく。
- 12 いじめ問題は、一人の教員だけでは対応できないので、必ず連携し、管理職にも報告し、組織的に対応する。被害児童生徒とその家族は、学校の組織的な対応を知るだけである程度安心する。

いじめ問題への取組チェック表

下記のチェック項目「啓発」「体制」「対応」「相談」「連携」「予防」の6つの観点から、それぞれの3つのチェック項目について、自校の取組について確認する。

取組が行われている場合には、□欄を☑のようにチェックし、3つのチェック項目中2つ以上チェックできた場合には、観点の□欄を□のようにチェックする。

| 観点 | 項目 | いじめ問題への取組チェック |
|-------------|----|---|
| □ 啓 発 | □ | 児童生徒に集会や授業等でいじめ問題に触れ、意識を高める機会を計画的に設けている。 |
| | □ | 教員に「いじめ」(原因や種類、留意事項等)について共通理解のための研修等を実施している。 |
| | □ | 学校だよりや保護者懇談会等によって、いじめ問題の理解を図ったり、協力を呼びかけたりしている。 |
| □ 体 制 | □ | アンケートや教育相談などを定期的実施し、早期発見に心がけるとともに、職員間で日常的に児童生徒の気になる状況を伝えあう意識・雰囲気がある。 |
| | □ | いじめが確認された場合、情報の共有が迅速に行えるように組織されている。 |
| | □ | いじめが確認された場合、いじめ対策委員会等が組織され、今後の対応について検討し、具体的な継続指導が行われ、状況を見届ける体制ができている。 |
| □ 対 応 | □ | 被害児童生徒に対し、対象児童生徒の立場に立って、丸ごと受容し、児童生徒を守ろうという教師の姿勢が見られる。 |
| | □ | 加害児童生徒に対し、対象児童生徒の言い分を聞きながら、「悪いことは悪い」という毅然とした粘り強い指導がなされている。 |
| | □ | 帰属集団全体に対し、問題解決に向けた計画的な取組がなされている。 |
| □ 相 談 | □ | 児童生徒や保護者が気軽に何でも相談できるような場や時間が確保されている。 |
| | □ | 教育相談の環境整備がなされ、相談窓口紹介リーフレット『なやまないで!』等の児童生徒や保護者への広報に努めている。 |
| | □ | スクールカウンセラーや専門機関との連携の在り方について職員間で共通理解がなされている。 |
| □ 連 携 | □ | 気になる状況については保護者へ連絡をし、学校と家庭が協力して見守る体制づくりに心掛けている。 |
| | □ | 状況に応じて教育委員会学校教育課への電話による報告、並びに事故報告書の提出を滞りなく行っている。 |
| | □ | 状況に応じて関係機関への協力要請を行い、問題解決に努めている。 |
| □ 予 防 | □ | 富士市の「指導の重点」に沿って、児童生徒の心に目を向け、寄り添う指導に心掛けている。 |
| | □ | 教育活動全般において、機会をとらえて心を耕す機会を設けている。 |
| | □ | 保護者と日頃から連絡を取り合い、信頼関係づくりに努めると共に、適切な情報の提供や相談に努めている。 |

教育相談の姿勢を生かした授業の視点のリスト

| 展開 | 教師の言動 | 具 体 例 | | |
|---------------|---|---|---|---|
| 授業前 | 授業改善の意欲をもつ | ○教材研究を十分にしている。 ○一人一人の子供の声を授業改善に生かす。 | | |
| | 一人一人を思い浮かべて指導案をつくる | ○個別の配慮を記した指導案を作成する。 ○一人一人の活躍する姿をイメージして。 | | |
| | 開始時 | 一人一人を観察する | ○子供の小さな変化をとらえて声をかける。 ○一人一人と目を合わせながら、正確な名前を呼ぶ。 ○全ての子供が見える位置に立つ。 | |
| 適切な授業開始の場をつくる | | ○快適な教室環境の整備をする。 ○始鈴と同時に子供の気持ちの切り換えを促す。 ○落ち着いた雰囲気をつくる。 | | |
| | | 授業時 | 授業への興味・関心を高める | ○子供が注目しているかを確認する。 ○授業の雰囲気をつくる。 ○授業への動機付けをする。 |
| 子供に合った説明をする | ○子供が興味・関心のある事柄を取り上げて説明する。 ○一人一人の理解度を確認しながら話す。 ○声の大きさを工夫し、メリハリのある話し方を心がける。 | | | |
| | 一人一人に応じた発問をする | | ○子供の反応を取り上げた発問をする。 ○「開かれた質問」と「閉じられた質問」をおりませる。 ○誰もが考えられる発問をする。 ○配慮を要する子には、その子のそばに行って繰り返す。 ○発問の後、十分考えられる間をとる。 | |
| | | | 一人一人が生きる指名をする | ○「分かる人」「できる人」より「やってくれる人」。 ○誰もが活躍できる工夫をする。 ○正確な名前で指名する。 ○個別指導をしたうえで指名する。 ○いつも発言する子がしないときは、注意深く見守る。 |
| 子供の発言を十分に聴く | | | | ○発言は最後まで熱心に聴く。 ○相づちを打つなど受容的な姿勢で聴く。 ○誤った答えを一方向的に否定しない。 ○誤答や不適当な答えには、 ①再度質問したり、ヒントを与えたりして丁寧に対応する。 ②みんなで考えるようにする。 ③表情と言葉を違えない。 ○発言の後すぐに、「○○なんだね」と教師の言葉でまとめない。 |

| | | | |
|-------------|------------------------|---|---|
| 授 業 時 | 子供の発言をつなげる | ○子供同士の相互指名を取り入れる ○他の人の意見を聞いて、考えを深めさせる。 | |
| | 子供の質問に正対する | ○質問の内容を明確にする。 ○質問に込められた思いを明確にする。 ○その場で応じきれない質問は、「はぐらかさない。」「ごまかさない。」「一緒に調べる。」「調べる方法を示す。」「調べた後、応えることを約束する。」 | |
| | 一人一人に応じた机間指導をする | ○机間指導の計画を立てる。 ○子供の気持ちに配慮して指導する。 ○安心できるかわりをする。 ○励まし、達成感を持たせる。 | |
| | 向上心を高めるために発言や作品をほめる | ○よい発言や作品は、具体的に何がよいかをほめる。 ○一人一人のよいところを取り上げ、努力点や長所をほめる。 | |
| | 子供の立場に立った板書をする | ○子供の発言を生かして板書をする。 ○授業の展開が見える板書計画をたてる。 | |
| | 心を込めて答案や作品を扱う | ○答案の返却…公平に、秘密を守って ○作品の扱い…細心の注意を払って、大切に。 ○日記や教師宛手紙の公表は本人の承諾を得る。秘密は守る。 | |
| | 子供たちのために叱る | ○叱るべきは叱る。 ○自分の非に気付かせる叱り方を。 ○罰を与えるのではなく、なぜ叱られたかを考えさせ責任をとらせる。 ○体罰は厳禁。 | |
| | 学習の意欲を高める評価をする | ○よくなった点を評価する。(個人内評価) ○個に即したメッセージを与える。 ○結果だけでなく過程を評価する。 | |
| | 終了時 | 子供の視点で授業を振り返る | ○学習した内容を自己評価させる。 ○子供の視点を次の授業に生かす。 ○「よくやったね。」と全体に話す。 |
| | | 授業時間を厳守する | ○終鈴を守る。 ○時間を守る大切さを教える。 |
| 授業後 | 個別のフォローをする | ○分からなかった子や、作業が終わらなかった子に時間を与える。 ○授業後の質問に丁寧に答える。 ○放課後など、理解できていない子を個別指導する。 | |
| | 次回に生きる指導記録の作成 | ○配慮を要する子の活動を記録する。 ○他の教師と情報交換し、次の授業に役立つ内容を書き留めておく。 | |
| 授業形態 | 一人一人が達成感をもつ習熟度別授業を展開する | ○一人一人に応じた指導をし、分かる喜びをもたせる。 ○子供たちが、喜んで学べるコース設定を工夫する。 ○子供や保護者に十分な説明を行う。 | |
| | 充実感が得られる体験的な学習を展開する | ○一人一人の子供が、大人からほめられる(感謝される)場を設定する。 ○ねらいを明確にし、子供の関心が高まる教材を工夫する。 | |

人権意識チェック表

教師としての人権意識をチェックしてみましょう

| 番号 | 項 目 | チェック |
|----|---|------|
| 1 | あらゆる機会をとらえて生命の大切さを訴えていますか。 | |
| 2 | 一人一人に分け隔てなく、明るくあいさつをしたり言葉をかけたりしていますか。 | |
| 3 | よくできる児童生徒を中心に授業を進めるのではなく、どの子も授業に参加し、一人一人のよさが発揮できるようにしていますか。 | |
| 4 | 不登校傾向にある児童生徒の座席等に配慮し、常に学級の一員であることを意識していますか。 | |
| 5 | 特定の児童生徒に対する嫌がらせ、仲間はずれ、暴力、失敗や間違いに対する冷やかしの言動を見逃さずに注意していますか。 | |
| 6 | 「いじめられる方にも問題がある」と、いじめの原因を被害者のせいにしていませんか。 | |
| 7 | 幼児児童生徒の名前を「あだ名」で呼んだり、「呼び捨て」にしたりしていませんか。また、相手を傷つけるような言葉で注意していませんか。 | |
| 8 | 遅刻や忘れ物をした児童生徒に理由も聞かずに注意したり、叱ったりしていませんか。 | |
| 9 | 兄弟姉妹と比べて、ほめたり叱ったりしていませんか。 | |
| 10 | 「こんなこともできんのか」と幼児児童生徒をさげすんだ言い方をしていませんか。 | |
| 11 | 「また…か」「いつも…だ」などと、幼児児童生徒を固定的・断定的に見ていませんか。 | |
| 12 | 男のくせに」とか「女らしく」など、性別で差をつけたような言い方をし、男女で役割を固定したとらえ方をしていませんか。 | |
| 13 | 「あの国籍の子は…」「あの地区の子は…」「あのクラスの子は…」などと、個人の問題を国籍や地区、クラスなど、全体の問題のように言っていませんか。 | |
| 14 | 「よい学級」「レベルの低い学年」など、学級、学年に優劣をつけた言い方をしていませんか。 | |
| 15 | 「しっかり勉強しないといい高校に行けないし、いい職業にも就けない」などと、進路先や職業に善し悪しをつけるような言い方をしていませんか。 | |
| 16 | 「世の中は上下社会だから、差別はなくなるならない」などと、差別を肯定したり、差別の解消に消極的な発言をしたりしていませんか。 | |
| 17 | 学校のホームページに不用意に幼児児童生徒の個人情報(氏名、住所、写真など)を掲載していませんか。 | |
| 18 | 連絡帳等を見開きで放置したり、個人情報資料を不用意に扱ったりしていませんか。 | |
| 19 | 本人の承諾を得ないで作文や日記の内容を話題にしたり、学級通信、研究論文などに掲載したりしていませんか。 | |
| 20 | 家族調査や面談等で知り得た情報を不用意に職場や地域で話していませんか。 | |

おもいやりアンケート

「かなしいよ。つらいよ。なぜ、いじわるをするの？」

あなたのまわりに、こんなおもいをしている人がいるとしたら・・・

おなじにんげんなのに、こころもからだもくるしめられる。あなたのことばやたいどが、ともだちをきずつけているかもしれません。

そこで、みんながあんしんしてたのしくせいかつできるがっこうにするために、ほんとうのことをおしえてください。

このアンケートは、ぜったいにひみつにしますので、よろしくおねがいします。

(おとこ ・ おんな)

1 あなたは、4月から今まで、人からいやなことを言われたり、されたりしたことがありますか？

(ある ・ ない)

2 (ある)に○をつけた人は、つぎのしつもんじに答えてください。

① いつからですか？ ()

② だれからですか？○でかこんでください。

ア 同じクラス イ ほかのクラスの同じ学年 ウ ほかの学年 エ そつぎようせい

カ そのほか ()

③ そのないようは、どのようなことでしたか？

ア むしされたり、なかまはずれにされたりした。

イ 体のことで、いやなこと、気にさわることをいわれた。

ウ いやなことをむりやりされた。

エ お金をもってこいといわれたり、とられたりした。

オ なぐられたり、けられたり、ぼうりよくをうけた。

カ ものをとられたり、かくされたり、いたずらされたりした。

キ わるぐちをいわれたり、かかれたりした。

ク けいたいでんわやパソコンなどのインターネット上のいやがらせがらせをうけた。

ケ そのほか ()

3 あなたは、いま、いやなことをされている人、あるいは、されているかもしれない人を知っていますか？また、それは、どのようなないようですか？ (知っている ・ しらない)

ないよう

| |
|--|
| |
|--|

4 ほかに、がっこうでこまっていることはありますか？ (ある ・ ない)

どんなことですか？

ないよう

| |
|--|
| |
|--|

3 けいたい電話(でんわ)やスマートフォン・インターネットについて聞(き)きます。

①あなたは、けいたい電話(でんわ)やスマートフォンで電話(でんわ)をかけたりメールをしたり、ゲームをしたことがありますか？

(ある ない)

②①で「ある」の人に聞(き)きます。

そのけいたい電話(でんわ)・スマートフォンは、だれのものですか？

(自分(じぶん) 父(ちち)・母(はは) 兄(あに)・姉(あね) 祖父(そふ)・祖母(そぼ) その他(た))

③どのくらいのわりあい使(つか)っていますか？

(毎日(まいにち) 週(しゅう)3回(かい)ぐらい 週(しゅう)1回(かい)ぐらい その他(た))

どのくらいの時間(じかん)使(つか)っていますか？

()時間(じかん)くらい ・ ()分(ぶん)くらい

④自分(じぶん)の家(いえ)で、インターネットを使(つか)って、調(しら)べものやゲームをしていますか？

(している していない)

⑤知(し)っている (=わかるもの) ものを答(こた)えましょう。(○でかこむ)

(ブログ ツイッター フェイスブック LINE (ライン))

⑥自分(じぶん)のブログ・ツイッター・フェイスブックをもっていますか？

(はい いいえ)

⑦ ブログ・ツイッター・フェイスブックに、書(か)き込(こ)みをしたことがありますか？

(ある ない)

⑧LINE (ライン) を使(つか)ったことがありますか？ (はい いいえ)

⑨携帯(けいたい)電話(でんわ)やスマートフォン、インターネットを使(つか)って困(こま)ったことがあれば書(か)いてください。